

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(燃料電池自動車導入促進事業)
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、県内に燃料電池自動車を導入する県内の民間法人等（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、燃料電池自動車とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、県内への燃料電池自動車の導入に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、次のとおりとする。

- 一 本県内に住所を設定する個人（以下、「県民」という。）
- 二 本県内に事業所等を有する法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下、「県内法人」という。）
- 三 県民又は県内法人に対して燃料電池自動車のリース販売を行うリース事業者（以下、「リース事業者」という。）

(補助対象経費、補助金の額及び補助の要件)

第5条 この補助金の補助対象経費は、燃料電池自動車の車両本体の購入価格と基準額との差額により算定するものとし、基準額及び補助金の額は別表1及び別表2のとおりとする。

(補助の要件)

第6条 補助の要件は別表3のとおりとする。

(補助金交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、

知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。ただし、リース事業者が補助事業者となる場合は、燃料電池自動車の使用者に係る第4号から第7号に定める書類を含めるものとする。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 貸与料金の算定根拠明細書（リース事業者が補助事業者となる場合に限る。）

四 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

五 住民票抄本又はこれに準ずる居住の事実を証明するもの（県民が補助事業者又は燃料電池自動車の使用者となる場合に限る。）

六 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（県民が補助事業者となる場合を除く。）

七 県税の未納が無いことを確認できる書類

八 その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本1部、副本1部とする。

（補助金交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する、別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

一 補助対象経費が20%以内の減額であるもの（（補助金の額の変更を伴わない場合に限る）

二 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

（変更の承認）

第9条 規則第6条第1項により知事の承認を受けようとする場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日が属する年度の3月31日（当該期日が福島県の休日と定める条例に定める休日に当たる場合、それ以前の休日に当たらない日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業実施結果書
- 二 収支決算書
- 三 自動車検査証の写し
- 四 納車が行われた事実を把握できる書類
- 五 経費の使途及び目的が明確に把握できる証拠書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了した場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業完了後の報告義務)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後5年間は、燃料電池自動車の利用状況等について県が実施する調査に応じなければならない。また、当該調査における報告内容の所有権は県に帰属するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第14条 規則第18条第1項第3号に規定する別に定めるものは、補助対象の燃料電池自動車とし、同条第1項ただし書に規定する別に定める期間は別表4のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
 - 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

別表1 (第5条関係)

製造業者名	車種名	型式	基準額*
トヨタ自動車株式会社	MIRAI	ZBA-JPD10	3,706 千円
本田技研工業株式会社	CRALITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	3,983 千円

※経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金で定める基準額と同額とする。

別表2 (第5条関係)

補助対象経費	補助金の額
燃料電池自動車の車両本体の購入価格（消費税を含まない）と別表1に定める基準額の差額	当該経費の3分の1以内の額とし、かつ1,000千円以内の額

別表3 (第6条関係)

補助の要件（いずれも満たすこと）
<p>1 新車（初度登録前）にて燃料電池自動車を導入すること。</p> <p>2 導入する燃料電池自動車について、専ら自家用に供し、本県内を拠点とした使用が可能であること（自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内にて登録されるとともに、周辺において水素ステーションからの燃料供給が受けられる見込みがあること）。</p> <p>3 交付決定の通知日から3か月以内又は当該通知日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに車両の新規登録を行うこと。</p> <p>4 リース事業者が申請者となる場合、当該補助による補助金相当額が燃料電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。</p> <p>5 自動車販売業者が使用者となる場合、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の燃料電池自動車を販売する見込みがない）こと。</p>

別表4 (第14条関係)

用途	処分制限期間
自家用車両（総排気量0.66リットル超に相当するもの）	4年